

## 東近江市立平田コミュニティセンターの指定管理者の指定 につき議決を求めることについて

東近江市立平田コミュニティセンターの指定管理者を次のとおり指定するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、市議会の議決を求める。

平成31年2月25日提出

東近江市長 小 椋 正 清

記

公の施設の名称	指定管理者	指定の期間
東近江市立平田コミュニティセンター	滋賀県東近江市下羽田町84番地5 平田地区まちづくり協議会	平成31年4月1日から 平成33年3月31日まで